

約束手形、電子記録債権、一括決済方式を  
利用している皆様

# 交付から満期日までの期間 60日 を超えていませんか？

2024年11月以降、交付から満期日までの期間※1が60日を超える  
約束手形、電子記録債権、一括決済方式は、  
行政指導※2の対象となり得ます。

※1 一括決済方式の場合は、「代金の支払期日から代金債権の額に相当する金銭を金融機関に支払う期日までの期間」

※2 行政指導の対象は、下請法適用対象の取引



手形サイト60日

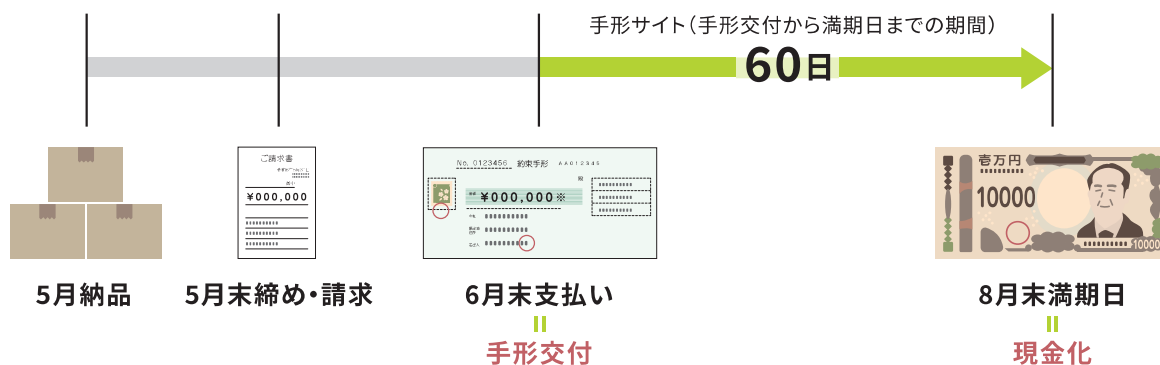


手形サイト90日



手形サイト120日

## 手形払い(サイト60日)の例 ※月末締め翌月末手形払いの場合



※政府は、2026年を目途とした、  
紙の約束手形の利用廃止にも取り組んでいます。

